# 共通特記仕様書(H30.11.5以降に入札公告を行う工事より適用)

## ○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

### <目次>

第1	建設副産物について	• • • •	2
第2	足場工について		2
第3	深礎杭内部での作業について (深礎杭を施工する工事)		2
第4	かご工等に使用する中詰め材 (ぐり石) 等について	• • • •	2
	(ぐり石を使用する工事)		
第5	工事現場における標示板 (工事看板等) について	• • • •	2
第6	監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応についる	· · · · ·	2

#### 第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書(P1-16 1-1-1-19 4~6)補助説明)

建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の全ての工事を対象とする。

#### 第2 足場工について

1 受注者は、足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生 労働省・平成21年4月)」に基づき、足場からの墜落事故防止に努めるものとする。

#### 第3 深礎杭内部での作業について

(平成18年8月25日付け技第596号「県土整備部建設工事事故調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 受注者は、当該工事の深礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 受注者は、深礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係 なく換気設備(安全施設)を必ず設置する。

#### 第4 かご工等に使用する中詰め材(ぐり石)等について

(平成19年3月13日付け技第1302号で通知)

1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は [JIS A 5006 (割ぐり石)] の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。

また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風 化凍壊の恐れのないものでなければならない。

#### 第5 工事現場における標示板(工事看板等)について

(平成26年6月17日付け技第416号「木製工事看板の利用促進について」で通知)

- 1 受注者は、工事現場における標示板(工事看板等)については、木材を利用した製品の使用に努めること。
- 2 使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とする。

#### 第6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について

工事の施工にあたり、監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や受注者からの 質問に対する監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の事務及び 技術の副部長等が受注者の相談窓口となる。